

（会議の公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めたときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（1） 個人に関する事項（事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができるとされている事項

イ 当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる事項

ウ 当該個人の公的地位又は立場に関連する事項であって、公開することが公益上必要と認められるものの

エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に関する事項であって、公開することが公益上必要と認められるもの

（2） 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる事項

イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる事項

ウ 事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる事項

（3） 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの

（4） 市又は国等の事務又は事業の運営に関する事項であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの

（5） 公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる事項

（6） 法令の規定により明らかに公開することができないとされている事項